

聖籠町告示第30号

聖籠町中学校通学用ヘルメット購入補助金交付要綱をここに告示する。

平成30年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町中学校通学用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町立聖籠中学校に自転車通学する生徒のヘルメット購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、聖籠町補助金交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助基準)

第2条 補助金は、次の基準により交付する。

- (1) 交付対象者は、聖籠町立聖籠中学校（以下「学校」という。）とし、学校長からの申請によるものとする。
- (2) 交付額は、当該中学校に在籍する自転車通学をする生徒1人当たり1,000円とする。

(補助金の申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとするときは、学校長は規則第3条に規定する申請書を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付額決定及び通知)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 町長は、交付決定したときは、学校長に規則第6条に規定する決定通知書により通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第5条 前条の規定による決定通知を受け事業を終了したときは、町長に実績報告書を提出しなければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。